

宅地等の開発及び中高層建築物の建築に関する指導要綱に基づく
公 園 等 設 置 基 準

第1 趣旨

この基準は、宅地等の開発及び中高層建築物の建築に関する指導要綱（平成9年志木市告示第49号。以下「要綱」という。）第12条第1項の規定に基づき、公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公園 街区公園及び小公園をいう。
- (2) 街区公園 街区内に居住する児童から高齢者までの利用に配慮し、遊具、樹木及び休憩施設等を整備した場所をいう。
- (3) 小公園 遊具を設けるには至らない小規模空間で、主に休憩施設、樹木を整備した潤いのある場所をいう。
- (4) 緑地 樹木を中心に休憩施設等を配置し、まとまりのある空間とした場所をいう。
- (5) 広場 周囲の状況によりオープンスペースとすることが望ましく、主に人の動線に配慮して整備した場所をいう。

第3 公園等の規模

事業者が設置する公園等の規模は、次のとおりとする。ただし、主として住宅の建築の用に供する目的で行う場合にあっては、設置すべき施設を公園とすること。

また、事業区域面積が50,000㎡未満に限り、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、周囲の状況により特に必要がないと認められる場合にあっては、この限りではない。

公園等の規模

事業区域面積	公園等
3,000㎡以上 ~ 50,000㎡未満	1 事業区域の6%以上の公園、緑地、広場 2 1箇所当たりの最低面積 180㎡以上
50,000㎡以上 ~ 200,000㎡未満	1 事業区域の6%以上の公園、緑地、広場 2 1箇所当たりの最低面積 1,000㎡以上
200,000㎡以上	1 事業区域の6%以上の公園、緑地、広場 2 1箇所当たりの最低面積 1,000㎡以上 3 1,000㎡以上の公園等 2箇所以上

第4 公園の基本方針

公園の計画にあたっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 公園は、広場、遊具及び植栽等により、美観形成を配慮し、住民の憩いの場となるように設計すること。
- (2) 公園は、児童、高齢者及び身体障がい者の利用を考慮したものとする。

第5 公園の計画

事業者は、次に定めるところにより、公園を計画するものとする。

- (1) 公園は、地形、日照に支障なく、また、権利関係者についても支障のないものとする。
- (2) 公園は、道路に面したものであり、その接する部分の長さは公園全周長の4分の1以上とすること。
- (3) 公園は、その接する道路の交通量及び防犯に考慮し、その位置を決めること。
- (4) 公園と道路とは、原則として高低差をつけたり、その利用のための階段等を造らないこと。
- (5) 公園の敷地は、まとまりのある正方形、長方形とし、著しい狭長屈曲等を造らないこと。
- (6) 公園内には、公園施設以外のものを設けないこと。
- (7) 公園は、調整池など他の用途と併用しないこと。ただし、利用者の安全が確保されている場合にあっては、この限りでない。

第6 公園の造成

事業者は、次に定めるところにより、公園を造成するものとする。

- (1) 公園の造成は、平坦地として造成すること。
- (2) 公園とその隣接地地盤面との高低差は、極力少なくすること。
- (3) 公園用地の切り盛り土に関する技術基準は、志木市埋立て等に関する指導要綱（平成4年志木市告示第63号）及び宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第4条の規定を準用すること。
- (4) 公園内の傾斜面は、擁壁、芝張り等により、十分な保護をすること。
- (5) 公園は、良質土により不同沈下のないようにすること。

第7 公園の施設

- 1 事業者が街区公園内に設置する施設は、次のとおりとする。

街区公園設置施設

公園面積	設 置 施 設
180㎡ ～ 300㎡ 以上 未満	遊具（砂場、ブランコ、スベリ台 他）、植栽、照明灯 自転車置場、ベンチ、園名板、外柵、車止め、排水設備等
300㎡ ～ 1,000㎡ 以上 未満	上記に掲げるもののほか 広場、水飲み場、門柱、パーゴラ等
1,000㎡ 以上	上記に掲げるもののほか トイレ等

- 2 事業者が小公園内に設置する施設は、修景施設及び休憩施設とする。

第8 公園施設の基準

事業者は、次に定めるところにより、公園施設を設置するものとする。

- (1) 植栽は、公園及び周辺の状態を考慮し、バランスよく行うこと。
- (2) 照明は、自動点滅器によるものとし、照度を考慮して配置すること。

- (3) 公園内には、必要に応じて排水設備を設けること。
- (4) 公園は、敷地境界線を明確にするため、適切な柵を設け、また、周囲の状況により、高さ4メートル前後のフェンス等を設置すること。
- (5) 街区公園の出入口は、原則として2箇所とし、車止めを設置すること。
- (6) 主たる出入口には、園名板を設置すること。
- (7) 小公園は、開放的な空間とし、道路との境には塀やフェンスを設けないこと。

第9 広場、緑地

事業者は、広場又は緑地を設置しようとするときは、植栽等により美観形成に配慮のうえ、市と協議するものとする。

第10 手続き

事業者は、公園等の協議をしようとするときは、要綱第5条第1項の規定による協議の際に、公園等設置基準及び緑化基準に関する協議申出書（第1号様式）を市長に提出し、承認を受けるものとする。

附 則

この基準は、平成 5年 3月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年 5月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年 4月 1日から施行する。